

平成19年3月期

中間決算短信（連結）

(財)財務会計基準機構会員



平成18年11月17日

上場会社名 **株式会社 東京スター銀行**  
 コード番号 8384 (URL <http://www.tokyostarbank.co.jp/>)  
 代表者 代表執行役頭取 タッド・バッジ  
 問合せ先責任者 ファイナンシャルコントローラー 池田 和隆  
 米国会計基準採用の有無 無

上場取引所（所属部） 東証市場第1部  
 本社所在都道府県 東京都

T E L 03-3586-3111  
 特定取引勘定設置の有無 無

1. 18年9月中間期の連結業績（平成18年4月1日～平成18年9月30日）

(1) 連結経営成績 (注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年9月中間期	36,629	(14.2)	12,818	(38.5)	8,162	(△1.2)
17年9月中間期	32,066	(3.6)	9,258	(△31.8)	8,260	(△3.0)
18年3月期	68,323		24,043		17,149	

	1株当たり中間(当期)純利益		潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	
	円	銭	円	銭
18年9月中間期	11,661	33	_____	_____
17年9月中間期	11,800	37	_____	_____
18年3月期	24,499	10	_____	_____

- (注) 1. 持分法投資損益 18年9月中間期 — 17年9月中間期 — 18年3月期 —  
 2. 期中平均株式数(連結) 18年9月中間期 700,000株 17年9月中間期 700,000株 18年3月期 700,000株  
 3. 会計処理の方法の変更 無  
 4. 経常収益、経常利益、中間(当期)純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率  
 5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、平成17年9月中間期は潜在株式が存在しないため、また、平成18年9月中間期及び平成18年3月期は希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。

(2) 連結財政状態

	総資産		純資産		自己資本比率		1株当たり純資産		連結自己資本比率(国内基準)	
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	円	銭	%	%	
18年9月中間期	1,575,203	93,920	93,920	6.0	134,171	65	9.27 (速報値)			
17年9月中間期	1,440,366	82,940	82,940	5.8	118,486	05	9.04			
18年3月期	1,505,492	91,005	91,005	6.0	130,077	85	8.95			

- (注) 1. 期末発行済株式数(連結) 18年9月中間期 700,000株 17年9月中間期 700,000株 18年3月期 700,000株  
 2. 18年9月中間期の計数は「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(平成17年12月9日企業会計基準委員会)等を踏まえた記載をしておりますが、18年3月期及び17年9月中間期は従前の方法による計数を記載しております。  
 3. 「自己資本比率」は、(中間期末純資産の部合計－中間期末新株予約権－中間期末少数株主持分)を中間期末資産の部合計で除し算出しております。  
 「連結自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」(平成5年大蔵省告示第55号)に基づき算出しております。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
18年9月中間期	26,955	△24,503	△3,443	100,701
17年9月中間期	△76,369	38,783	△1,300	92,667
18年3月期	△122,408	93,848	△1,300	101,692

(4) 連結範囲及び持分法の適用に関する事項

連結子会社数 3社 持分法適用非連結子会社数 —社 持分法適用関連会社数 —社

(5) 連結範囲及び持分法の適用の異動状況

連結(新規) —社 (除外) 1社 持分法(新規) —社 (除外) —社

2. 19年3月期の連結業績予想(平成18年4月1日～平成19年3月31日)

	経常収益	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期	75,500	26,500	15,700

(参考) 1株当たり予想当期純利益(通期) 22,428円 57銭

(注意事項) 本資料は、将来の業績に関する記述が含まれています。こうした記述は、将来の業績を保証するものではなく、リスクや不確実性を内包するものです。将来の業績は、経営環境の変化などにより、見通しと異なる可能性があることに留意ください。業績予想の前提となる仮定等につきましては、添付資料の6ページを参照してください。

# I. 企業集団の状況

## 1. 事業の内容

当行及び当行の連結子会社（以下、「当行グループ」という）は、平成18年9月30日現在、当行及び連結子会社3社で構成され、銀行業務を中心に、以下の業務を行っております。

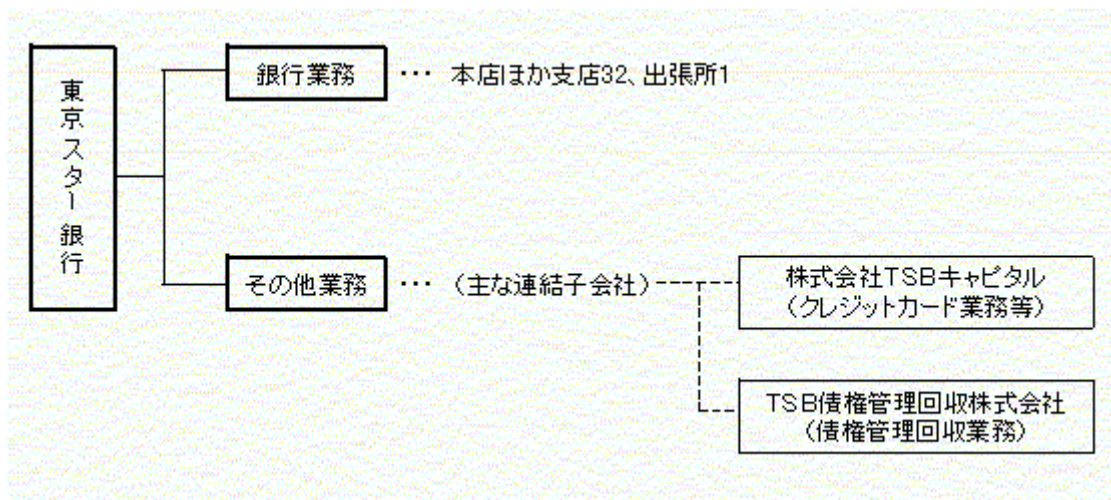
### [銀行業務]

預金業務、貸出及び債務保証業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券業務、商品有価証券業務、ノンリコースファイナンス業務、DIPファイナンス業務、投資信託・保険商品販売業務 等

### [その他業務]

クレジットカード業務、債権管理回収業務 等

## 2. 事業系統図



## II. 経営方針

### 1. 経営の基本方針

東京スター銀行グループ（以下、「当行グループ」という）は、「Financial Freedom/お金の心配からの解放」を企業フィロソフィーとして掲げ、フルライン戦略とは一線を画した他行との差別化を進め、中小企業金融を中心とする特定分野への経営資源の集中、並びに個人顧客をターゲットに資産運用に関する相談業務を強みとした、革新的ビジネスを展開しています。単に、金融商品を販売するだけでなく、E S Pの理念を軸に、お客さまに資産管理の方法や金融知識を提供する教育（Education）の機会をもたらし、的確な戦略に基づく商品を通じて解決策

（Solution）を提供し、さらに密接なパートナーシップ（Partnership）を構築しながら、お客さまの成功を実現するとともに、株主の皆さまに対しては株主価値の向上、従業員に対してはワールドクラスの組織での働きがいのある職場の提供、社会に対しては地域経済への貢献を旨とし経済発展とともに歩むことを経営方針として掲げております。

### 2. 利益配分に関する基本方針

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、経営の健全性維持の観点から、経営体質の強化、内部留保の充実に努め、安定的な配当を実施していくことを基本方針としております。

なお、平成18年5月の会社法施行により、今後、剰余金の分配の時期について柔軟に対応してまいります。

### 3. 投資単位の引下げに関する考え方及び方針等

投資単位の引き下げに関しましては、株式市場の動向や投資家の皆さまのニーズを勘案し、適宜検討してまいります。

### 4. 中長期的な経営戦略

首都圏では多くの金融機関が営業を展開し、競争の激しいマーケットであります。地方金融機関としての当行グループの役割を考えると、お客さまのご要望や当行グループの提供すべきサービス等の面において、競争他行、あるいは首都圏以外を営業基盤とする地方金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行グループとしては、経営の基本方針に沿って、特定分野に経営資源を集中し、スピード感を持った経営を進めております。

#### <法人金融>

当行グループがターゲットとする産業分野としては、小売・流通業、医療・環境等新分野産業、アミューズメント等のサービス産業があります。業種横断的には、証券化、不動産ノンリコースファイナンス等の高度な金融サービスを提供する専担部署を設けており、お客さまのニーズに応じてまいります。

また、中小・零細企業のお客さまからの資金ニーズに関しては、「行き過ぎた担保主義からの脱却」をテーマに、従来の企業融資の形態にとらわれない独自のスモールビジネスローン（SBL）を提供しております。SBLは、当行が独自に開発したローンスコアリングにより簡易かつ迅速な審査を行うもので、リスクに見合ったリターンを見極めつつ、中小・零細企業のお客さまへの円滑な資金供給の役割を果たします。

さらには、戦略的、効率的な営業展開を果たすべく、外部組織とのネットワークを上手く活用し、重点戦略分野への経営資源投入を実現させていきます。ネットワークの具体例としては、ベンチャーキャピタルやコンサルティングファーム等を通じたM&Aサポート、事業再生支援、ベンチャー企業支援のためのネットワーク、地方金融機関との連携によるビジネスマッチング情報提供のためのネットワーク、政府系金融機関との連携を通じた協調融資等のためのネットワーク等を視野に入れております。

## <リテール金融>

目標は、マーケットシェアの拡大ではなく、革新的で常に新しいアイデアを提供し、お客さま一人ひとりにとって最高の銀行であることを目指しております。

### 個性を重視した店舗展開

当行が積極的に展開している「ファイナンシャル・ラウンジ」は、お客さまにゆったりとした気分でご相談いただける「コーチング・ブース」を中心にデザインされており、資産形成のための情報とアドバイスを提供しています。定期的に「資産運用セミナー」を開催するなど、資産運用のご相談に特化した店舗づくりを行ってまいります。

### 多面的なマーケティング活動

お客さまの心理を定性・定量的に分析し、分析データに基づいた中長期的なマーケティング戦略を構築しております。外貨預金・住宅ローンなどの各種商品について、エリア毎に細分化した広告戦略を展開し、新聞広告のみならず多種多様なマルチチャネルでのアプローチを行ってまいります。また、お客さまの資産運用をサポートする一環として、各種セミナーの開催やホームページにおいても各商品情報を積極的に提供していく所存です。

### お客さま指向の商品開発

銀行に対する個人のお客さまのニーズは、資金決済、消費者ローン、住宅ローン、資産運用、保険商品の五つに大別し、金融を総合的にマネジメントとする観点から、これらの五つのニーズを満たすことを意識しつつ商品開発を進めてまいります。その集大成として販売している新型総合口座「スターワン口座」は、資金決済、円・外貨預金から住宅ローン、投資信託、年金保険まで一括して管理できるもので資産運用とローンを統合するという独自の考え方に基づく画期的な銀行口座であります。

### お客さま一人ひとりのポートフォリオ・マネジャーとして

当行グループのスタッフは高度な金融知識を有し、お客さまの中長期的なパートナーとしてその時々で一番適した商品をご提供し、さらにマーケットの変化を分析しながらポートフォリオの組み替えをご提案してまいります。

## 5. 目標とする経営指標

当行グループの経営指標は、安定性・成長性・効率性の3つを柱とする当行グループの「構想と使命」から策定されております。この3要素のバランスを取り、常に収益性を確保し顧客ニーズに応えるべく、努力してまいります。平成18年度は、連結ベースでの純利益で157億円を目標としております。

## 6. 対処すべき課題

当行グループの営業地盤の中心となる首都圏は、多くの金融機関が激しい競争を展開する厳しいマーケットであります。お客さまのご要望や当行の提供すべきサービス等の面において、競合他行、あるいは首都圏以外を営業基盤とする地方金融機関とは、自ずと差異があるものと考えており、当行グループとしては、フルライン戦略とは一線を画し、個人リテール及び中小企業取引に重点的に経営資源を集中し、スピード感を持った経営を進めることにより他行との差別化を図りながら引き続き高率の成長を追求してまいります。

また、本年5月1日に施行された会社法に基づき、当行グループにおけるコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化と、金融商品取引法の施行を睨みつつ、財務報告に係る内部統制の充実化をさらに推進してまいります。さらに常に収益性を保ちながら市場のニーズに応えるため、多様なリスクを共通の枠組みに基づいて収益性を評価する管理体制の構築を目指してまいります。

## 7. 親会社等に関する事項

該当事項はありません。

## 8. その他、会社の経営上の重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 経営の成績及び財政状態

#### 1. 経営の成績

当中間連結会計期間における国内経済を振り返りますと、企業業績の改善を背景とした民間設備投資と、個人消費の拡大を反映し、しっかりした歩調の回復局面が続いておりました。しかしながら、原油価格の高騰や、米国経済の減速懸念など、不安材料が一部に見られました。金融面においては、期初に17千円台で始まった日経平均株価が、インフレ懸念を背景とした、世界的な利上げ観測等から、一時は14千円台まで下がったものの、国内景気が堅調に推移する中で、期末には16千円台まで戻しております。また、日本銀行は、平成18年7月に、5年11ヶ月ぶりに政策金利を引き上げ、ゼロ金利を解除いたしました。

こうした中、損益につきましては、貸出金の順調な伸びに伴い貸出金利息が前中間連結会計期間と比べ1,935百万円増加したことや、投資信託、個人年金保険の販売が順調に伸びたことで、役務取引等収益が前中間連結会計期間と比べ1,382百万円増加したこと等により、経常収益は、前中間連結会計期間と比べ4,563百万円増加し、36,629百万円となりました。これに対し、経常費用は、定期預金の増加等により、預金利息が前中間連結会計期間と比べ448百万円増加したこと、また、人件費の増加等により営業経費が前中間連結会計期間と比べ1,685百万円増加したこと、貸出金償却が前中間連結会計期間と比べ1,379百万円減少したこと等により、前中間連結会計期間と比べ1,003百万円増加し、23,811百万円となりました。

以上により、当中間連結会計期間において、経常利益は前中間連結会計期間と比べ3,560百万円増加し、12,818百万円となりました。また、特別利益が、貸倒引当金取崩益の減少により前中間連結会計期間と比べ4,284百万円減少したこと等により、中間純利益は前中間連結会計期間と比べ98百万円減少し、8,162百万円となりました。

なお、配当につきましては、普通株式1株につき5,000円の期末配当を予想致しております。

#### 2. 財政状態

##### (1) 資産、負債等の状況

当中間連結会計期間末における総資産は、前中間連結会計期間末と比べ134,837百万円増加し、1,575,203百万円となりました。このうち、貸出金は前中間連結会計期間末と比べ164,149百万円増加した一方、有価証券は28,012百万円減少し、それぞれ1,088,095百万円並びに296,682百万円となりました。

負債は、前中間連結会計期間末と比べ123,856百万円増加し、1,481,282百万円となりました。このうち、預金は前中間連結会計期間末と比べ108,790百万円増加し、1,414,196百万円となっております。

なお、自己資本比率は、連結ベースで9.27%、銀行単体ベースで9.13%（いずれも速報値）となっております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は、前中間連結会計期間末と比べ8,034百万円増加し100,701百万円となりました。このうち営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、預金の増加等により前中間連結会計期間と比べ103,324百万円収入が増加し、26,955百万円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有価証券の売却による収入の減少等により、前中間連結会計期間と比べ63,286百万円収入が減少し、24,503百万円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、配当金による支出の増加により、前中間連結会計期間と比べ支出が2,143百万円増加し、3,443百万円の支出となりました。

#### 3. 業績の見通し

平成19年3月期通期の連結ベースでの業績につきましては、経常収益75,500百万円、経常利益26,500百万円、当期純利益15,700百万円を見込んでおります。また、銀行単体の業績につきましては、経常収益74,000百万円、経常利益25,000百万円、当期純利益14,700百万円を見込んでおります。

なお、上記の業績見通しにつきましては、現在当行が入手可能な情報及び将来の業績に与える不確実な要因に係わる現在における仮定を前提としております。実際の業績は、今後の様々な要因によって、大きく異なる可能性があります。

#### 4. 事業等のリスク

以下において、当行並びにその連結子会社（以下、「当行グループ」という）の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当行グループの事業その他に関するリスクは、これらのものに限られるものではなく、当行グループの認識していないリスクを含め、これら以外のリスクがないという保証はありません。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において判断したものであります。

## 1 事業戦略におけるリスクについて

### (1) 法人金融業務における戦略について

当行グループとしては、フルライン戦略とは一線を画した競合他行との差別化を進め、中小企業金融を中心とする特定分野に経営資源を集中し、スピード感を持った経営を進めております。当行グループがかかる戦略を実行するに際しては、わが国のマクロ及びミクロの経済動向に加えて、下記のような重要なリスクに直面しております。

○店舗及び法人顧客ベースの規模が国内大手銀行グループより小さいために、既存の顧客に対する貸出増加によって収益を十分に伸ばすことが出来ない可能性があります。

○当行グループが経営資源を投入している不動産ノンリコースローンや医療・ヘルスケアビジネス、環境ビジネス等への貸出業務は、わが国において近年成長が著しい分野ですが、競合他行もこの分野に進出しており、今後の更なる成長やその収益性の拡大・維持については保証されておられません。

○政府及び政府系金融機関が企業再生を主導又はこれに関与することにより、企業再生に対する融資業務及びアドバイザリー業務の機会が縮小したり、収益性が低下する可能性があります。

○わが国銀行業界、特に首都圏における過当競争により、他行の貸出利率が当行グループの貸出利率より低い水準となった場合、新規融資獲得における競争力に欠けることがあります。

### (2) リテール金融業務における戦略について

当行グループは、個人のお客さまが金融に関するあらゆる問題を気軽に相談することができ、金融知識を身に付けていただけるような相談業務を重視した店舗「ファイナンシャル・ラウンジ」を展開し、新商品としては「預金連動型住宅ローン」、「おまとめローン BANK BEST」（消費者ローン）に加えて「充実人生」（資産活用ローン）、あるいは「右肩上がり円定期」や「AIGコモディティファンド」等の商品を提供しております。また、ATM分野においても新たな発想で開発したサービスを充実したネットワークを展開し、特に、他行カードによるATM引き出し手数料を無料とするサービスを提供しております。

こうしたリテール金融業務の展開にあたり、必要な人員及び情報システム等へ重点的に経営資源を投入しています。しかし、顧客基盤が未だ小さいため、顧客の獲得及び「東京スター銀行」というブランドの確立が、困難となる可能性があり、当行グループのリテール金融業務の拡大計画が将来必ずしも成功する保証はありません。

### (3) 他行との競合について

当行グループは、革新的な商品及びサービスの開発に努めることにより、過当競争により利幅の低下した分野での競争を避け、競争の少ない新規分野において高い利益率を維持することを重要な事業戦略としております。しかし、当行グループのかような努力が常に実を結ぶとは限りませんし、成功した商品・サービスについては同業他社により模倣されるリスクがあります。

また、日本の銀行業界においては、大企業向けの融資業務は減少傾向にあるため、各行とも、中小企業向けの融資の拡大に力を入れています。当行グループは、中小企業の金融ニーズに応えることを事業戦略のひとつとしていますが、この分野における過当競争に基づく利幅の低下により、当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。また、中小企業に対する貸出は、一般に高い金利が見込める一方で不良債権化するリスクも高いといえます。当行グループとしては、厳格な貸出基準を策定・順守することによりリスクとリターンのバランスとを均衡させるべく努力しておりますが、かかる努力が常に成功するとは限りません。

### (4) 東京相和銀行等から取得した買取債権に関するリスクについて

株式会社東京相和銀行及びその他の金融機関から割引価格にて買い取った貸出金（以下、「買取債権」という）に由来する収益（注）は、平成18年9月末期は6,668百万円となっています。比較的高収益の買取債権の残高は減少しておりますが、これらから相応の金利収入が発生しております。当行グループは、新規貸出及び手数料収入の拡大を図ることにより、買取債権に由来する金利収入に左右されない収益を上げることを目指しておりますが、成功が保証されているわけではありません。

（注）買取債権に由来する収益とは、「買取債権の債権金額と取得価額の差額に係る償却益から、証書貸付及び割引手形の形式による買取債権のうち問題債権（自己査定ガイドライン上の破綻先債権、実質破綻先債権及び破綻懸念先債権）に分類されないものに関する一般貸倒引当金繰入額を控除し、買取債権に係る役務取引等収益及びその他経常収益を加えた金額」をいいます。

### (5) 事業提携もしくは買収の可能性について

当行グループは、当行グループに欠けていると考えられる機能及びノウハウについては、内部的成長のみではなく、戦略的に事業提携や買収を活用してまいりました。例えば、本年4月には、株式会社テレウェイブ等と業務提携し、開業医向け医業用建物建築資金等のファイナンス、「ドクターハウスローン」を開発しております。

また、8月には、三井ホーム株式会社及び同社関係会社とローン提携し、シニア世代を対象に、自宅の建替えや新築、リフォーム資金を提供することになりました。

今後も、事業提携や買収を検討してまいります。必ずしも魅力的なビジネスチャンスを得られるとは限りません。結果として収益性を確保できず、投資した資金及び費用を回収することができない可能性もあります。さらに、これらの提携や買収した事業の統合を進めるにあたり、重要な人材の確保やシステム・設備の更新等多大な経営資源の投入が要求される場合もあります。

## 2 貸出金等の債権に関するリスクについて

### (1) 貸倒引当金の十分性について

当行グループは、過去の貸倒れ実績、顧客の状況、当行グループが保有する担保・保証の価値及び経済全体の見通しその他の指標に基づいて、貸倒引当金の額を決定しています。当行グループの実際の貸倒損失は、当行グループの予測と大きく異なり、引当金額を大幅に上回る可能性があり、そのような場合には、当行グループの貸倒引当金が不十分となる可能性があります。経済状況が悪化した場合、当行グループの保有する担保資産の価値が低下した場合、または、その他の要因により当行グループの予測を上回る貸倒れが生じた場合等には、当行グループは、貸倒損失に備えて引当金を増やす必要が生じる可能性があります。

### (2) 特定業種への貸出金の集中について

当行の不動産業向け融資の比率は、平成18年9月末において貸出金全体の約30%を占めておりますが、主に不動産ノンリコースローンが貸出金全体の約16%を占めております。不動産ノンリコースローンは、与信先の信用度ではなく対象不動産から生じるキャッシュ・フローをその返済財源として債務の履行を担保するものであり、当行は不動産賃料、空室率、地価等のキャッシュ・フローに影響を及ぼすリスク要因の適切な分析を実施・管理するように努めておりますが、それらの変動により当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

### (3) リスク管理の限界について

当行グループは、リスク管理体制の構築に多くの経営資源を投入しておりますが、これによって全てのリスクを効果的に管理できるとは限りません。例えば、貸出金残高の急速な拡大や新商品・新サービスの導入に際しては、適切なリスク管理体制が構築されるまでは一定の試行錯誤があり得ます。

営業上のリスク、及び法律・規制に関するリスクの管理にあたっては、大量の取引や事実を正確に記録し検証する体制を構築する必要があります。当行グループは、業務規模の拡大に伴い、これに応じたリスク管理体制の維持・拡充に努めますが、かかる努力が成功しない可能性があります。

リスク管理にあたっては、過去の傾向、貸出先や金融市場の行動様式その他の過去のデータの分析がきわめて重要ですが、当行グループは歴史が浅いため、同業他社より少ないデータしか有しておりません。また、東京相和銀行からの買取債権については、債務者に関する財務情報等を入手できていないものもあります。さらに、過去のデータを参照しつつ適切なリスク管理をしたとしても、将来の事象を正確に予見しえるものではなく、予想外の損失を被る可能性があります。

### (4) 特定の顧客に係る貸倒れリスク及び風評リスクについて

当行グループは、従来から銀行による金融サービスが十分に提供されていないと思われる事業分野の開拓に努めております。こういった事業の中には、十分な信用力を持たない企業によって経営されているものもあり、また過去の信用情報の蓄積も乏しいことから、例えば当該事業を営む顧客への貸付について不測の損害を被る等の可能性があります。

また、当行グループは、反社会的勢力との関係が疑われる者との取引を排除すべく、厳格な審査を行っておりますが、預金等の取引については、完全にこれを排除することが困難といえます。従って、特定の預金開設者等に関する風評によっては、当行グループの社会的評価に悪影響が発生する可能性があります。

## 3 市場及び流動性リスクについて

### (1) 市場変動及び不安定要因による影響について

当行は、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品へ投資活動を行っておりますが、これらの活動による収益は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により影響を受けます。特に、債券投資については、金利が上昇した場合に債券価格の下落に伴う評価損の発生・拡大及び利鞘の縮小あるいは逆鞘が見込まれます。当行では、ALMの観点からデリバティブによるヘッジ取引等によりリスク管理をしておりますが、将来においてこれらの投資による損失を計上しない保証はありません。また、(特に米ドル貨に対して)円高が進行した場合には、当行が保有する外貨建て資産に評価損が発生することになります。外貨建て資産の保有は、外貨建て負債(主たるものは外貨建て預金)による為替リスクのヘッジを前提としていますが、外貨建て負債において外貨建て資産の評価損に対応する為替差益が得られない場合、その他為替リスクの管理に失敗した場合には、当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

また、日本銀行は、5年ぶりに量的緩和政策並びにゼロ金利政策を解除しました。今後、さらに金融政策に変更がある場合には、資金利鞘の低下や、投資資産として保有する国内公社債の価値下落により、当行は悪影響を受ける可能性があります。また、金利が上昇した場合には、貸出金への需要の低下が予想されますし、変動金利で借り入れている債務者の中には、増加した金利負担に耐えられなくなる者が現れることも予想されるため、不良債権の増加をもたらす可能性があります。



## (2) 信用格付けの影響について

当行の資金調達には、預金が大半であります。資金状況等によっては市場調達も行う場合があります。格付機関により信用格付けが下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動を有利な条件で実施できず、または条件にかかわらず一定の取引を行うことができなくなる可能性があります。かかる場合は、当行の資金調達コストの増加、流動性確保及びデリバティブ取引における制約等により損益・財務面で悪影響を受ける可能性があります。

## (3) 資金調達に伴うリスクについて

当行の資金調達の手法としては、預金が最もコストの低い方法と考えており、実際、平成18年9月末における当行の負債の95.5%が預金となっております。これからの貸出業務拡大のための資金調達手段としても、預金（特に個人顧客からの預金）に依存するところが大きいと考えておりますが、かかる目論見が成功する保証はありません。その場合には、資本市場の利用、他の金融機関によるコミットメントラインの設定など、資金調達手段の多様化を図る必要がありますが、日本の市場の変動、日本経済の悪化、当行の信用力の低下、その他の予見し難い事情により、かかる試みが成功する保証はありません。また、これら預金以外の資金調達においては、預金よりも高い金利を要求される可能性があり、当行の貸出業務における利幅、その他当行の業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

## 4 情報システムや外部業者の提供するサービスへの依存について

当行グループの経営戦略、特にリテール業務においては、チャネルの多様化を進めており、ATM、インターネットバンキング、テレホンバンキング等を充実・強化し、お客さまの様々なニーズに対応してサービスを提供しております。こうした戦略は、一般的に費用対効果は上がりますが、一方で情報システムの容量及び信頼性に大きく依存することになります。特に、当行の情報システムは、様々な状況を想定したバックアップ機能を備えており、東京都内のメインフレームが停止した場合のバックアップセンターとして群馬県（館林市）においてデータ及び機能を回復することができるように設計されておりますが、これらの機能が十分である保証はありません。また、当行は、東京相和銀行から引き継いだ富士通株式会社製のメインフレーム・コンピュータシステムを利用しておりますが、これに加え、スターワン住宅ローンや外国為替関連の商品等のより複雑な商品に対応したシステムを構築することを目的として、別途、株式会社日本オラクル製のプラットフォームに基づいたシステムを構築し、メインフレーム／システムに組み込んでおります。したがって、二種類の異なるシステムを統合させていることから、より困難なシステム障害が発生する可能性があります。

なお、現在に至るまで大規模なシステム・トラブル等はなく、広範囲にわたりお客さまへのサービスが停止したことはありませんが、今後地震等の自然災害、停電、コンピューター・ウィルス等の事故あるいは人為的なミス等により情報システムが損害を受け、機能しなくなる可能性があります。

さらに、当行は、上記の通りメインフレーム・コンピュータシステムのオペレーションとそのバックアップやソフトウェアに関連するサービス、及びATMオペレーションを富士通に外部委託したり、音声及びデータのネットワークシステムについて、日本テレコム株式会社が提供するサービスを利用するなど、当行グループの業務にとって重要なサービスの多くを、外部業者のサービスに依存しております。こういった外部業者の提供するサービスに依存することにより、費用対効果を上げることができませんが、外部業者がサービスの提供を停止した場合や、対価を増額した場合などには、適切な代替業者が適時に見つかる保証はなく、当行グループの業務が中断されたり、当行グループの業績及び財政状況が悪影響を受ける可能性があります。

## 5 その他のリスクについて

### (1) 訴訟及び預金保険機構による訴訟に関する補償について

当行と預金保険機構との間で締結致しました「資金援助（金銭の贈与）に関する契約書」に基づき、当行は、平成13年6月11日以前の東京相和銀行の行為に関連する一定の種類の訴訟により負担した損失について、預金保険機構より補償を受けることができます。当該補償の対象は、銀行業務において想定される主要な類型を含んでおりますが、今後当該補償の対象とならない種類の紛争が発生しない保証、及び補償の範囲又は補償金額の支払手続に関して、今後紛争が発生しない保証はありません。また、平成13年6月の営業譲受から満5年を経過した現在までの間、東京相和銀行の行為に関連する重大な訴訟は発生しておりませんが、将来、個々に又は総額で当行の経営成績に重大な影響を及ぼす恐れのある訴訟又は裁判手続が発生しない保証はありません。

### (2) 予想し得ない緊急事態が発生した場合の影響について

当行では、企業存立そのものに大きな影響を及ぼすリスク「大規模地震・火災等の自然災害による緊急事態」、「金融危機による緊急事態」、「レピュテーションリスクによる緊急事態」等に対して、業務の復旧や継続についての対応方針、対応要領をあらかじめ定めた各種コンティンジェンシー・プランを策定しておりますが、これらは必ずしも業務の復旧、継続を保証するものではなく、復旧、継続が困難となる可能性があります。

### (3) 個人情報の保護について

当行グループでは、金融機関という社会的信頼性を強く求められる機関として、お客さまの情報に対する取扱いについては、従前より経営の最重要課題として認識し、強固な個人情報の保護に関する管理体制を構築してまい

すが、全ての個人情報適切に保護される保証はなく、個人情報が漏洩される可能性があります。

個人情報が漏洩された場合には、当行グループの社会的評価が損なわれることを通じて、業績が悪化する可能性もあります。また、金融当局から銀行法第26条に基づき、行政処分を受けることもあり、当行グループの業務に制限を受けたり、当行グループの評価が悪化することがあります。

#### (4) 金融システムに伴うリスクについて

わが国の金融システム全般の安全性・健全性は、改善されているものの、引き続き懸念が持たれており、銀行業務及び財政状態に以下のような影響を与える可能性があります。

○政府は、金融システムを維持し、国民経済全体の利益を保護するために、個々の銀行の株主の利益とは反する政策を取り入れる可能性があります。

○金融庁は、当行を含む銀行に対する定例検査又は臨時検査の結果、規制、会計等についての政策を変更する可能性があります。

○わが国の金融システムに対する否定的な報道等により、預金者からの信頼が損なわれ、当行グループの企業イメージ又は当行の株価が悪影響を受ける可能性があります。

#### (5) 将来における法律改正等規制変更の影響について

当行グループは現行の法令、規則等に従い、業務を遂行しておりますが、将来において法令・規則等及びその他政策の変更等により発生する事態が当行グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。それらの事態がどのようなものであり、どの程度の悪影響を及ぼすかについて当行グループが予測し、かつコントロールすることは困難であります。

#### (6) 監督官庁等による広範な規制について

当行は、金融機関としての広範な法令上の制限及び監督官庁等による監督・指導を受けております。さらに、当行グループは、金融当局による様々な規制・制限を受けております。例えば、自己資本比率規制、その他の銀行業務規制及びその業務範囲についての制限がありますが、その結果、ビジネスチャンスを失うこともあります。また、当行は、業務全般及び貸出金等資産分類について金融庁および日本銀行の定期的な検査を受けております。当行グループが関連法規及び規制の遵守を怠った場合には、銀行法第26条に基づき、業務改善命令や業務停止命令といった行政処分を受けることもあり得、当行グループの業務に制限を受けたり、当行グループの評価が悪化することがあります。

なお、下記「(11) 税務調査について」にあるとおり、東京国税局による当行の平成14年3月期から同16年3月期までの税務申告に関する税務調査は完了したものと認識していますが、当行の過去の税務申告につき、課税当局によって新たな問題が指摘される可能性が完全に払拭されているわけではありませんし、将来の税務申告において、当行の税務処理につき当局より新たな問題点が指摘される可能性はあります。

#### (7) 既存大株主との関係について

LSF-TS Holdings SCA (以下、「LSF-TS」という) 及びLSF Tokyo Star Holdings SCA (以下、「LSF Tokyo Star」という) は、両社合算して、当行の発行済み普通株式の68.10%以上を保有しています。そして、LSF-TS及びLSF Tokyo Starの議決権は、ローン・スター・ファンドⅡ, (U.S.), L.P.、ローン・スター・ファンドⅢ, (U.S.), L.P.、ローン・スター・ファンドⅣ, (U.S.), L.P. 及びローン・スター・ファンドⅤ, (U.S.), L.P. (以下本(7)項において「ローンスターファンド」と総称する。) に間接的に保有されていることから、ローンスターファンドが、LSF-TS及びLSF Tokyo Starを通じて、引き続き、当行の取締役の選任、配当の決定、重要な資産又は営業の譲渡、合併、定款の変更等の業務の基本的な決定をなし、又はその決定に対し影響を与える場合があります。この場合、LSF-TS及びLSF Tokyo Star、ひいてはローンスターファンドの利益が、他の株主の利益と相反する可能性があります。例えば、LSF-TS及びLSF Tokyo Starがそれぞれ発行する社債は、当行からの利益配当金を原資としてその元利払を行うことが想定されております。従って、配当可能利益の使途として当行の経営陣がより有利と考える選択肢がある場合であっても、利益配当への充当が優先される可能性があります。

なお、ローン・スター・ファンドⅢ, (U.S.), L.P. の意向に沿った取締役が当行の取締役の過半数を占めることができなくなる場合、又はLSF-TS及びLSF Tokyo Starの当行の発行済み普通株式に対する合計保有比率が66.67%を下回るようになった場合には、LSF-TS及びLSF Tokyo Starがそれぞれ発行する社債(償還期日は2008年(平成20年)4月とされています)の要項に基づき、当該社債は強制償還に服することになります。また、LSF-TS及びLSF Tokyo Starが、ローン・スター・ファンドⅢ, (U.S.), L.P. 等により議決権を保有又は支配されなくなった場合、社債権者に重大な影響を及ぼす定款等の変更がなされた場合、又は社債に対する担保価値の比率が一定の水準を下回り、追加担保を提供しない場合等には、当該社債は、それぞれ発行する社債の要項に基づき期限の利益を喪失する可能性があります。

#### (8) 新株発行が制限される可能性について

LSF-TS及びLSF Tokyo Starがそれぞれ発行する社債(償還期日は2008年(平成20年)4月とされています)の要項において、LSF-TS及びLSF Tokyo Starの当行の発行済み普通株式に対する合計保有比率が66.67%を下回ることとなった場合には、当該社債は強制償還に服する旨規定されています。従って、当行は、(LSF-TS及びLSF Tokyo

Star以外への) 新株の発行が制限される可能性があり、事業展開の選択肢が限定されるおそれがあります。

なお、LSF-TS及びLSF Tokyo Starは、その社債要項において、かかる事由の発生と同時に当該社債の全額が償還されない限り、当行に対する持株比率の低下を始めとする当該社債の強制償還をもたらすような事由が発生しないように努力する旨約束しております。

#### (9) 既存株主による当行の株式の売却について

LSF-TS及びLSF Tokyo Starは、両社合算して、当行の発行済み普通株式の68.10%以上を保有しています。かかる株式には、LSF-TS及びLSF Tokyo Starがそれぞれ発行する社債を被担保債権として質権が設定されており、当該社債について期限の利益が失われた場合には、当該社債の受託者により質権が実行され、かかる株式の売却が行われる場合があります。なお、銀行法上、担保権の実行により新たに銀行の総株主の議決権の20%以上の議決権を保有することとなった場合、当該株主は、当該株式保有に関する当局の認可を得ない限り、当該株式を保有することとなった日の属する営業年度の終了日から1年以内に20%以上の議決権の保有者でなくなるよう所要の措置を講ずる義務があります。従って、当該社債の受託者により質権が実行された場合には、当該受託者が銀行法の認可を得ない限り、質権実行日の属する営業年度の終了日から1年以内に、質権実行の対象となった当行株式の売却等の処分が行われることになり得ます。なお、銀行の総株主の議決権の20%以上の議決権を保有することとなる場合には、銀行法に基づく当局の認可が必要とされています。当該受託者が、当行の議決権の20%以上に相当する普通株式を一人の者に対して売却する場合には、購入者においてかかる認可を取得する必要があるため、売却手続に影響が出る可能性があります。また、当該社債が償還された後においても、LSF-TS又はLSF Tokyo Starによってかかる株式の売却がなされる可能性があります。これらの売却は、株式会社東京証券取引所において又はその他の方法により国内外で行われ、当行の株価に対して悪影響を与える可能性があります。株式の売却が実際になされた場合、又はその可能性が顕在化した場合には、当行株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

また、質権実行の対象となった当行株式の売却や既存株主による当行の株式の売却が行われ、当行に対する支配権に変更があった場合、当行グループの事業戦略に変更がなされて、当行株式の市場価格に悪影響が生じる可能性があります。

#### (10) 当行による新株の発行による影響について

当行の執行役員は、通常は株主総会決議を経ずに、授權株式数の範囲内で新株を発行することができます。将来、当行が新規に株式を発行した場合、本売出しにおける株式購入者の株式保有割合が希薄化する恐れがあります。新株の発行が実際になされた場合、又はその可能性が顕在化した場合には、当行株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

また、当行による既存株主以外に対する新株の発行が行われ、当行に対する支配権に変更があった場合、当行グループの事業戦略に変更がなされて、当行株式の市場価格に悪影響が生じる可能性があります。

#### (11) 税務調査について

当行は、平成14年3月期から同16年3月期までの法人所得税(法人税、住民税及び事業税)について東京国税局の調査を受け、かかる調査に基づき、主に営業譲受に係る買取債権の債権金額と実際の取得価額との差額の償却から生じる利益の認識額及び認識の時期の相違(東京国税局の見解は、税務上利益認識すべき額が異なるか、又はより早期に認識すべきであったとするもの)から更正処分を受け、平成17年6月29日に同通知書を受領しました。その処分内容は、3期分を合計して8,801百万円の追徴課税、及び1,685百万円の加算税及び延滞税の支払を求めるものとなっております。

当行は、さらなる加算税及び延滞税の負担を避けるべく、今回処分を受けた追徴課税、加算税及び延滞税の全額の納付を済ませておりますが、当行としては、当該償却利益の取扱いは、会計及び税務上適切なものであったと考えており、平成17年8月26日に国税不服審判所に対する審査請求を行っております。

#### (12) 首都圏への集中によるリスクについて

当行グループは、首都圏における中小企業及び個人を主たる顧客層としております。地域的に分散した顧客層を有する大手銀行等と比較した場合、顧客層の地域的多様性に乏しいため、首都圏での景況が悪化した場合、当行グループは、地域的に分散した顧客層を有する大手銀行等よりも大きな悪影響を被る可能性があります。

#### (13) 自己資本比率が悪化するリスク及び自己資本比率規制が変更される可能性について

当行並びに当行グループは、国内業務のみを営む金融機関として、金融庁のガイドラインに基づき4%の自己資本比率を維持することが求められています。平成18年9月末における当行グループの連結自己資本比率は、9.27%(速報値)となっております。しかし、不良債権の処理に要する費用の増加、保有有価証券の価値下落、繰延税金資産の減少等により、現在の自己資本比率が悪化する可能性があります。

また、平成19年3月末より、自己資本比率規制が、バーゼル銀行監督委員会による自己資本に関する新バーゼル合意(「バーゼルII」)に基づき改正されることから、当行並びに当行グループの自己資本比率が変動する可能性があります。

これらにより、当行並びに当行グループの自己資本比率が上記数値を下回る場合には、金融庁は種々の是正措置を発動し、又は当行並びに当行グループの業務の全部もしくは一部の停止を命じる可能性があります。

## 中間連結貸借対照表

平成18年9月30日現在

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	108,138	預金	1,414,196
コールローン	8,810	外国為替	3
買入金銭債権	45,779	社債	23,000
商品有価証券	6	その他負債	39,892
金銭の信託	3,643	賞与引当金	1,126
有価証券	296,682	役員賞与引当金	708
貸出金	1,088,095	負ののれん	162
外国為替	384	支払承諾	2,193
その他資産	15,251	負債の部合計	1,481,282
有形固定資産	11,445	(純資産の部)	
無形固定資産	5,028	資本金	21,000
繰延税金資産	13,314	資本剰余金	19,000
支払承諾見返	2,193	利益剰余金	56,100
貸倒引当金	△23,570	株主資本合計	96,100
		その他有価証券評価差額金	△164
		繰延ヘッジ損益	△2,016
		評価・換算差額等合計	△2,180
		純資産の部合計	93,920
資産の部合計	1,575,203	負債及び純資産の部合計	1,575,203

- 注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
  - 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
  - デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
  - 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物：8年～50年  
動産：2年～20年  
連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。
  - 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。  
また、のれんの償却については、5年間の均等償却を行っており、金額的に重要性がない場合は、発生時の損益としております。
  - 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
  - 他の金融機関より取得した貸出金に係る会計処理については、証書貸付及び割引手形等は、取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額の差額である取得差額は、実質的な回収期間にわたり債権金額に比例して償却しております。当座貸越及び手形貸付等は債権金額で計上し、取得差額については負債に計上し、総額で実質的な回収期間にわたり定額償却しております。なお、破綻懸念先債権及び実質破綻・破綻先債権については取得価額で計上し、取得差額の償却を実施しておりません。
  - 外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
  - 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。  
また、破綻懸念先及び下記19.の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。  
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。また、当中間連結会計期間の貸倒引当金繰入額は、償却原価法の適用により每期収益に計上される取得差額に含まれていた信用リスク相当額として、中間連結損益計算書上、対応する収益勘定と直接相殺して表示しております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は18,591百万円であります。  
連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。
  - 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
  - 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
  - リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。
16. 有形固定資産の減価償却累計額 3,530百万円
17. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,074百万円、延滞債権額は 26,822百万円であります。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。  
 なお、破綻先債権額には、DIPファイナンス（再建型法的整理手続先等に対する再建企業向け融資）400百万円が含まれており、当該債権は、担保取得等により全額保全が図られております。
18. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は 4百万円であります。  
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
19. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 11,855百万円であります。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 39,757百万円であります。  
 なお、上記17. から20. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、76百万円あります。  
 原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,223百万円あります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、393百万円あります。
23. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
 担保に供している資産  
     有価証券 24,162百万円  
 担保資産に対応する債務  
     預金 274百万円  
 上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券等 40,481百万円を差し入れております。  
 また、その他資産のうち保証金は 2,241百万円あります。
24. 社債には、劣後特約付社債 3,000百万円が含まれております。
25. 1株当たりの純資産額 134,171円 65銭  
 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日）が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は 2,880円44銭減少しております。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	483	1,015	531
債 券	160,271	159,811	△460
国 債	142,031	141,622	△409
地方債	609	602	△6
社 債	17,630	17,586	△43
その他	87,369	87,175	△348
合計	248,124	248,002	△277

「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当中間連結会計期間の損益に計上したものは除いております。

なお、上記の評価差額から繰延税金資産 112百万円を差し引いた額 △164百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

27. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	2,337
社債 (事業債)	44,602
その他の証券	1,739

28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は 141,384百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの) が 109,405百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結される子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に (半年毎に) 予め定めている行内 (社内) 手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第5号平成17年12月9日) 及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」 (企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日) が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」 (昭和57年大蔵省令第10号) 別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」 (内閣府令第60号平成18年4月28日) により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。

- (1) 「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。

なお、当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 95,936百万円であります。

- (2) 純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。

- (3) 「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

- (4) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

- (5) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。

- (6) 負債の部に独立掲記していた「連結調整勘定」は、負債の部の「負ののれん」に含めて表示しております。

## 中間連結損益計算書

自 平成18年4月1日  
至 平成18年9月30日

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	36,629
資金運用収益	24,735
(うち貸出金利息)	(20,181)
(うち有価証券利息配当金)	(2,750)
役務取引等収益	5,817
その他業務収益	1,454
その他経常収益	4,622
経常費用	23,811
資金調達費用	4,409
(うち預金利息)	(4,323)
役務取引等費用	1,437
その他業務費用	91
営業経費	15,026
その他経常費用	2,846
経常利益	12,818
特別利益	1,025
特別損失	45
税金等調整前中間純利益	13,797
法人税、住民税及び事業税	5,343
法人税等調整額	291
中間純利益	8,162

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 11,661円32銭

3. 「その他経常収益」には、買取債権回収益 3,300百万円を含んでおります。

4. 「その他経常費用」には、貸出金償却 2,297百万円を含んでおります。

5. 特別利益は、償却債権取立益 939百万円及び固定資産処分益 85百万円であります。

6. 特別損失には、固定資産処分損 32百万円及び減損損失 7百万円を含んでおります。



中間連結株主資本等変動計算書

自 平成18年4月1日

至 平成18年9月30日

(単位：百万円)

	株 主 資 本				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産 合 計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	株主資本 合 計	その他 有価証券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘッジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
直前連結会計年 度末残高	21,000	19,000	51,437	91,437	△432	—	△432	91,005
中間連結会計期間 中の変動額								
剰余金の配当	—	—	△3,500	△3,500	—	—	—	△3,500
中間純利益	—	—	8,162	8,162	—	—	—	8,162
株主資本以外の 項目の中間連結 会計期間中の変 動額（純額）	—	—	—	—	268	△2,016	△1,748	△1,748
中間連結会計期間 中の変動額合計	—	—	4,662	4,662	268	△2,016	△1,748	2,915
中間連結会計期 間末残高	21,000	19,000	56,100	96,100	△164	△2,016	△2,180	93,920

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式数の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数は、次のとおりです。

(単位：千株)

	直前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式	700	—	—	700	
普通株式	700	—	—	700	
自己株式	—	—	—	—	

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項は、次のとおりです。

区 分	新株予約権の 内 訳	新株予約権 の目的と なる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結 会計期間末 残 高 (百万円)	摘 要
			直前連結 会計年度末	当中間連結 会計期間 増 加	当中間連結 会計期間 減 少	当中間連結会 計期間末		
当 行	第1回 新株予約権	普通株式	7,000	—	395	6,605	—	旧商法第280条 ノ20及び第280 条ノ21に基づ き発行したも のであります。
	ストック・ オプション としての新 株予約権			—				
連 結 子 会 社	—			—				
合 計								

4. 当行の配当については、次のとおりであります。

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成18年5月26日 取締役会	普通株式	3,500	5,000	平成18年3月31日	平成18年5月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当につきましては、該当ございません。

5. 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」(企業会計基準第6号平成17年12月27日)及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第9号平成17年12月27日)が会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、従来の中間連結剰余金計算書に替えて中間連結株主資本等変動計算書を作成しております。

中間連結キャッシュ・フロー計算書

自 平成18年4月1日

至 平成18年9月30日

(単位：百万円)

科目	金額
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	13,797
減価償却費	973
減損損失	7
負ののれん償却額	△135
貸倒引当金の増加額	444
賞与引当金の減少額	△402
役員賞与引当金の減少額	△328
資金運用収益	△24,735
資金調達費用	4,409
有価証券関係損益(△)	△640
金銭の信託の運用損益(△)	△76
固定資産処分損益(△)	△52
貸出金の純増(△)減	△55,306
預金の純増減(△)	49,481
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△1,000
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	10,687
コールローン等の純増(△)減	△4,770
外国為替(資産)の純増(△)減	△109
外国為替(負債)の純増減(△)	△11
普通社債の発行・償還による純増減(△)	20,000
資金運用による収入	21,089
資金調達による支出	△884
その他	16
小計	32,454
法人税等の支払額	△5,498
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,955

(単位：百万円)

科目	金額
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△82,176
有価証券の売却による収入	27,027
有価証券の償還による収入	31,157
金銭の信託の増加による支出	△724
金銭の信託の減少による収入	846
有形固定資産の取得による支出	△307
有形固定資産の売却による収入	159
無形固定資産の取得による支出	△486
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,503
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
配当金支払額	△3,443
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,443
IV 現金及び現金同等物の増加額	△991
V 現金及び現金同等物の期首残高	101,692
VI 現金及び現金同等物の中間期末残高	100,701

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
3. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	108,138	百万円
日銀預け金以外の金融機関への預け金	△7,436	百万円
現金及び現金同等物	100,701	百万円

4. 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり中間連結キャッシュ・フロー計算書の表示を変更しております。

(1) 「連結調整勘定償却額」は「負ののれん償却額」に含めて表示しております。

(2) 中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「動産不動産処分損益(△)」は「固定資産処分損益(△)」等として表示しております。

また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

比較中間連結貸借対照表（主要内訳）

（単位：百万円）

科目	平成18年 中間期末 (A)	平成17年 中間期末 (B)	比較 (A) - (B)	平成17年度末 (C)	比較 (A) - (C)
(資産の部)					
現金預け金	108,138	109,242	△1,104	119,816	△11,678
コールローン	8,810	474	8,336	1,526	7,284
買入金銭債権	45,779	53,627	△7,848	48,293	△2,514
商品有価証券	6	9	△3	7	△1
金銭の信託	3,643	4,238	△595	3,670	△27
有価証券	296,682	324,694	△28,012	271,478	25,204
貸出金	1,088,095	923,946	164,149	1,031,891	56,204
外国為替	384	307	77	275	109
その他資産	15,251	16,732	△1,481	23,601	△8,350
動産不動産	—	14,767	—	13,969	—
有形固定資産	11,445	—	—	—	—
無形固定資産	5,028	—	—	—	—
繰延税金資産	13,314	11,527	1,787	12,402	912
支払承諾見返	2,193	3,758	△1,565	2,326	△133
貸倒引当金	△23,570	△22,959	611	△23,768	198
資産の部合計	1,575,203	1,440,366	134,837	1,505,492	69,711
(負債の部)					
預金	1,414,196	1,305,406	108,790	1,364,714	49,482
譲渡性預金	—	10,000	△10,000	—	—
借入金	—	1,000	△1,000	1,000	△1,000
外国為替	3	—	3	14	△11
社債	23,000	3,000	20,000	3,000	20,000
その他負債	39,892	32,404	7,488	40,566	△674
賞与引当金	1,126	928	198	1,528	△402
役員賞与引当金	708	495	213	1,037	△329
連結調整勘定	—	433	—	297	—
負ののれん	162	—	—	—	—
支払承諾	2,193	3,758	△1,565	2,326	△133
負債の部合計	1,481,282	1,357,426	123,856	1,414,486	66,796

科目	平成18年 中間期末 (A)	平成17年 中間期末 (B)	比較 (A) - (B)	平成17年度末 (C)	比較 (A) - (C)
(資本の部)					
資本金	—	21,000	—	21,000	—
資本剰余金	—	19,000	—	19,000	—
利益剰余金	—	42,548	—	51,437	—
株式等評価差額金	—	391	—	△432	—
資本の部合計	—	82,940	—	91,005	—
負債及び資本の部合計	—	1,440,366	—	1,505,492	—
(純資産の部)					
資本金	21,000	—	—	—	—
資本剰余金	19,000	—	—	—	—
利益剰余金	56,100	—	—	—	—
株主資本合計	96,100	—	—	—	—
その他有価証券評価差額金	△164	—	—	—	—
繰延ヘッジ損益	△2,016	—	—	—	—
評価・換算差額等合計	△2,180	—	—	—	—
純資産の部合計	93,920	—	—	—	—
負債及び純資産の部合計	1,575,203	—	—	—	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 比較中間連結損益計算書（主要内訳）

（単位：百万円）

科目	平成18年 中間期 (A)	平成17年 中間期 (B)	比較 (A) — (B)	平成17年度
経常収益	36,629	32,066	4,563	68,323
資金運用収益	24,735	22,273	2,462	46,598
(うち貸出金利息)	(20,181)	(18,246)	(1,935)	(38,192)
(うち有価証券利息配当金)	(2,750)	(2,616)	(134)	(5,333)
役務取引等収益	5,817	4,435	1,382	11,025
その他業務収益	1,454	1,213	241	1,971
その他経常収益	4,622	4,143	479	8,727
経常費用	23,811	22,808	1,003	44,279
資金調達費用	4,409	3,923	486	7,857
(うち預金利息)	(4,323)	(3,875)	(448)	(7,762)
役務取引等費用	1,437	1,129	308	2,334
その他業務費用	91	191	△100	622
営業経費	15,026	13,341	1,685	27,648
その他経常費用	2,846	4,223	△1,377	5,817
経常利益	12,818	9,258	3,560	24,043
特別利益	1,025	5,309	△4,284	5,731
特別損失	45	484	△439	751
税金等調整前中間（当期）純利益	13,797	14,083	△286	29,022
法人税、住民税及び事業税	5,343	6,043	△700	12,404
法人税等調整額	291	△220	511	△531
中間（当期）純利益	8,162	8,260	△98	17,149

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

比較中間連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科目	平成18年 中間期 (A)	平成17年 中間期 (B)	比較 (A) - (B)	平成17年度
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高	—	19,000	—	19,000
資本剰余金中間期末(期末)残高	—	19,000	—	19,000
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高	—	35,588	—	35,588
利益剰余金増加高	—	8,260	—	17,149
中間(当期)純利益	—	8,260	—	17,149
利益剰余金減少高	—	1,300	—	1,300
配当金	—	1,300	—	1,300
利益剰余金中間期末(期末)残高	—	42,548	—	51,437

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

なお、当中間期より(中間)連結剰余金計算書は廃止され(中間)連結株主資本等変動計算書が作成されることとなりました。当中間期の中間連結株主資本等変動計算書につきましては17ページをご参照下さい。



比較中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	平成18年 中間期 (A)	平成17年 中間期 (B)	比較 (A) - (B)	平成17年度
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間（当期）純利益	13,797	14,083	△286	29,022
減価償却費	973	724	249	1,612
減損損失	7	25	△18	25
連結調整勘定償却額	—	△138	—	△274
負ののれん償却額	△135	—	—	—
貸倒引当金の純増減（△）	444	△914	1,358	△700
賞与引当金の純増減（△）	△402	△488	86	111
役員賞与引当金の純増減（△）	△328	260	△588	802
資金運用収益	△24,735	△22,273	△2,462	△46,598
資金調達費用	4,409	3,923	486	7,857
有価証券関係損益（△）	△640	△2,787	2,147	△4,119
金銭の信託の運用損益（△）	△76	△147	71	△285
動産不動産処分損益（△）	—	△308	—	△1,340
固定資産処分損益（△）	△52	—	—	—
貸出金の純増（△）減	△55,306	△58,033	2,727	△162,623
預金の純増減（△）	49,481	△22,669	72,150	36,637
譲渡性預金の純増減（△）	—	10,000	△10,000	—
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△1,000	△3,300	2,300	△3,300
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	10,687	4,996	5,691	3,447
コールローン等の純増（△）減	△4,770	△2,531	△2,239	1,751
外国為替（資産）の純増（△）減	△109	△70	△39	△38
外国為替（負債）の純増減（△）	△11	△5	△6	9
普通社債の発行・償還による純増減（△）	20,000	—	20,000	—
資金運用による収入	21,089	18,526	2,563	38,568
資金調達による支出	△884	△714	△170	△1,235
その他	16	△1,984	2,000	△4,978
小計	32,454	△63,828	96,282	△105,646
法人税等の支払額（仮納付分を含む）	△5,498	△12,541	7,043	△16,761
営業活動によるキャッシュ・フロー	26,955	△76,369	103,324	△122,408

科目	平成18年 中間期 (A)	平成17年 中間期 (B)	比較 (A) - (B)	平成17年度
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出	△82,176	△223,706	141,530	△382,235
有価証券の売却による収入	27,027	184,228	△157,201	363,777
有価証券の償還による収入	31,157	76,691	△45,534	108,707
金銭の信託の増加による支出	△724	—	△724	△455
金銭の信託の減少による収入	846	230	616	1,392
動産不動産の取得による支出	—	△648	—	△1,943
有形固定資産の取得による支出	△307	—	—	—
動産不動産の売却による収入	—	2,356	—	4,972
有形固定資産の売却による収入	159	—	—	—
無形固定資産の取得による支出	△486	—	—	—
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△367	367	△367
投資活動によるキャッシュ・フロー	△24,503	38,783	△63,286	93,848
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
配当金支払額	△3,443	△1,300	△2,143	△1,300
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,443	△1,300	△2,143	△1,300
IV 現金及び現金同等物の増加額	△991	△38,885	37,894	△29,860
V 現金及び現金同等物の期首残高	101,692	131,553	△29,861	131,553
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	100,701	92,667	8,034	101,692

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 3社

主要な会社名

株式会社T S Bキャピタル

T S B債権管理回収株式会社

なお、株式会社スター銀リアルエステートマネジメントは、清算手続き中であります。

- ② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

## セグメント情報

### (1) 事業の種類別セグメント情報

連結会社は銀行業以外に一部で貸金業、クレジットカードの取扱いに関する業務等を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

### (2) 所在地別セグメント情報

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社並びに子法人等及び在外支店はないため、該当事項はありません。

### (3) 国際業務経常収益

国際業務（海外）経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務（海外）経常収益の記載を省略しております。

## 生産、受注及び販売の状況

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

## リース取引関係

EDINETにより開示を行うため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

I 当中間連結会計期間末

(1) その他有価証券で時価のあるもの(平成18年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	483	1,015	531
債券	160,271	159,811	△460
国債	142,031	141,622	△409
地方債	609	602	△6
社債	17,630	17,586	△43
その他	87,369	87,175	△348
合計	248,124	248,002	△277

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上したものは除いております。

(2) 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成18年9月30日現在)

内容	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	2,337
非上場社債(事業債)	44,602
その他の証券	1,739

Ⅱ 前中間連結会計期間末

(1) 売買目的有価証券 (平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	9	△0

(2) その他有価証券で時価のあるもの (平成17年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
債券	147,917	147,920	3	94	91
国債	138,806	138,820	14	93	78
地方債	109	109	△0	0	0
社債	9,001	8,990	△11	1	12
その他	143,248	143,977	659	1,191	532
合計	291,165	291,898	662	1,286	623

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当期の損益に計上したものは除いております。

(3) 当中間連結会計期間中に売却したその他有価証券 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	183,699	1,106	55

## (4) 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成17年9月30日現在)

内容	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
非上場株式 (店頭売買株式を除く)	3,389
非上場社債 (事業債)	27,556
その他の証券	1,850

## (5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額 (平成17年9月30日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	66,783	104,581	4,112	—
国債	55,694	83,004	121	—
地方債	—	8	100	—
社債	11,088	21,568	3,890	—
その他	13,583	59,819	39,924	—
合計	80,366	164,400	44,036	—

## III 前連結会計年度末

## (1) 売買目的有価証券 (平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	7	△0

## (2) その他有価証券で時価のあるもの (平成18年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借対照表計 上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	579	1,694	1,114	1,114	—
債券	146,701	145,411	△1,290	12	1,303
国債	128,319	127,084	△1,234	11	1,245
地方債	609	596	△12	0	12
社債	17,773	17,730	△43	1	44
その他	87,140	86,592	△549	508	1,058
合計	234,421	233,697	△725	1,635	2,361

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 「その他」の評価差額のうち複合金融商品としてその全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上したものは除いております。

(3) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日）

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	363,777	1,744	504

(4) 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

内容	連結貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場株式（店頭売買株式を除く）	3,356
社債（事業債）	32,655
その他の証券	1,766

(5) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額（平成18年3月31日現在）

	1年以内 （百万円）	1年超5年以内 （百万円）	5年超10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
債券	19,236	123,082	27,962	7,785
国債	15,686	89,896	13,716	7,785
地方債	—	498	98	—
社債	3,550	32,688	14,147	—
その他	14,059	30,766	24,114	2,295
合計	33,296	153,848	52,077	10,080

(金銭の信託関係)

I. 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年9月30日現在) 該当事項なし  
2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成18年9月30日現在) 該当事項なし

II. 前中間連結会計期間末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成17年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	当中間連結会計期間の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	4,238	△20

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成17年9月30日現在) 該当事項なし  
3. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 (平成17年9月30日現在) 該当事項なし

III. 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,670	△17

2. 満期保有目的の金銭の信託 (平成18年3月31日現在) 該当事項なし  
3. 運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託 (平成18年3月31日現在) 該当事項なし

(その他有価証券評価差額金)

I. 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金 (平成18年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	△277
その他有価証券	△277
(+) 繰延税金資産	112
その他有価証券評価差額金	△164

II. 前中間連結会計期間末

○株式等評価差額金 (平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている株式等評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額 (百万円)
評価差額	662
その他有価証券	662
(△) 繰延税金負債	△270
株式等評価差額金	391

III. 前連結会計年度末

○株式等評価差額金 (平成18年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている株式等評価差額金の内訳は、次のとおりであります。



	金額（百万円）
評価差額	△725
その他有価証券	△725
（△）繰延税金負債	293
株式等評価差額金	△432

（注）その他有価証券の評価差額のうち、損益として処理したものは含まれておりません。

（デリバティブ取引関係）

EDINETにより開示を行うため記載を省略しております。

（ストック・オプション等関係）

EDINETにより開示を行うため記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり純資産額 118,486.05円	1株当たり純資産額 134,171.65円	1株当たり純資産額 130,007.85円
1株当たり中間純利益 11,800.37円	1株当たり中間純利益 11,661.32円	1株当たり当期純利益 24,499.10円
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 —	潜在株式調整後1株 当たり中間純利益 —	潜在株式調整後1株 当たり当期純利益 —

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(百万円)	8,260	8,162	17,149
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益(百万円)	8,260	8,162	17,149
普通株式の(中間)期中平均株式数 (株)	700,000	700,000	700,000
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	—	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同280 条ノ21の規定に基づくストック ・オプションとしての新株 予約権であります。 ・発行数 1,400個 (1株につき普通株式5個) ・発行価格 無償 ・発行価額の総額 3,085,901,000円 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで	第1回新株予約権 旧商法第280条ノ20及び同280条 ノ21の規定に基づくストック・ オプションとしての新株予約権 であります。 ・発行数 1,400個 (1株につき普通株式5個) ・発行価格 無償 ・発行価額の総額 3,085,901,000円 ・1株当たりの行使価額 440,843円 ・行使期間 平成19年7月1日から 平成22年6月30日まで

2. なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、前中間連結会計期間においては潜在株式が存在しないため、当中間連結会計期間及び前連結会計年度においては希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。

3. 「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成14年9月25日)が平成18年1月31日付で改正され、会社法施行日以後終了する中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用し、1株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これにより、従来の方法に比べ1株当たりの純資産額は2,880円44銭減少しております。

(重要な後発事象)

当行は平成18年10月27日の代表執行役決定に基づき、国内無担保普通社債を発行いたしました。その概要は次のとおりであります。

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 1 発行総額 | 200億円              |
| 2 発行価格 | 各社債の金額100円につき金100円 |
| 3 利率   | 年1.78%             |
| 4 払込期日 | 平成18年11月16日        |
| 5 償還期限 | 平成23年11月16日        |
| 6 資金使途 | 一般運転資金             |